

東海村ごみ集積所（燃えるごみ・不燃物等）の管理等について

村では、ごみ集積所として届出を受けた場所のごみを収集しています。

届出

一般住宅の集積所は、地域での話し合いで場所を選定し、必要な承諾・許可を得たうえで、届出書を出していただきます。詳しくは、清掃センター（ごみゼロ推進室）にご相談ください。

集合住宅専用の集積所については、大家、または不動産管理会社が届出者となります。

設置の目安は、以下のとおりとなっています。

| 区 分 | 一般住宅 | 集合住宅・貸家専用 |
|---------------------|-----------------|---------------------------------------|
| ●燃えるごみ ●不燃物・粗大ごみ | 原則として10世帯以上に1箇所 | 原則として4世帯以上に1箇所 ※10世帯に達するまで利用させること。 |

※資源物は、別に設置されている資源ステーションに出してください。

手 順

- 1 設置する場所を探します。
 - ・利用者の管理が行き届く場所に設置してください。
 - ・行き止まりや狭小道路には設置できません。
 - 2 土地所有者及び隣接地の土地所有者等利害関係者の承諾を得ます。
(民有地又は、民有地に接する公有地に設置する場合は、届出書にその土地所有者の署名をもらいます。)
 - 3 自治会加入世帯の場合は、自治会長へ連絡し、署名をもらいます。
 - 4 清掃センター（ごみゼロ推進室）へ届出をします。
 - 5 現地確認後、収集開始となります。
(届出から収集開始まで2週間ほどかかります。また、交通等問題があり、収集ができないと判断した場合は、届出者に連絡いたします。)
- ※ 軽微な移動や廃止の際にも届出が必要となりますので、変更等がある場合には速やかに届け出てください。
- ※ 管理・清掃については、その集積所を使用する方々で行ってください。
- ※ 集積所を使用する場合には、管理・清掃に参加するようにしてください。
- ※ 集積所を管理する方々に断りなくごみを出すとトラブルの原因となりますのでやめましょう。
- ※ 利害関係者からの集積所利用に関する苦情・異議申し立てについては、地域で協議し、解決にあたってください。

家庭ごみの正しい出し方等を参照し、次の事項を必ず守ってください。

- 1 ごみの分別（燃えるごみ・燃えないごみ）をきちんとすること。分別しないで出されたものや、ルールを守らないごみは収集しません。
- 2 集積所に出すごみは、必ず、収集する当日の朝8時30分までに出してください。
- 3 集積所は、清掃当番を設け清潔に使用してください。散乱した場合は利用者が協力して清掃してください。
- 4 年末・年始の収集については、村の広報紙・ホームページを参照してください。

村清掃センター（ごみゼロ推進室） 電話 029-282-7289